

平成27年 3月27日開催

石狩市教育委員会会議（3月定例会）資料

<議 案>

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～7
- ・ 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について・・・・・・ P 9～10
- ・ 招致外国青年就業規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11～12
- ・ 石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13～16
- ・ 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・ P 17～31
- ・ 石狩市奨学生選考基準の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 32～33
- ・ 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・ P 34～43
- ・ 石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・ P 44
- ・ 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について・ P 45～47

<報告事項>

- ・ 学校における食物アレルギー対応に関する指針の策定について・・・・・・別冊

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案
平成27年 3 月27日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則
(石狩市教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 石狩市教育委員会会議規則 (昭和53年教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 2 章 略</p> <p>第 3 章 <u>委員長等の選挙等</u> (第 5 条・第 6 条)</p> <p>第 4 章～第 7 章 略</p> <p>附則</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第 2 条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月 1 回招集する。</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長が必要と認めたとき又は委員の 2 人以上の者から会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。</u></p> <p>(招集の方法等)</p> <p>第 3 条 会議の招集は、<u>委員長</u>があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知して行う。</p> <p>2 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(議事日程)</p> <p>第 4 条 <u>委員長</u>は、会議の日時、場所及び会議に付すべき事件並びにその順序等を</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 2 章 略</p> <p>第 3 章 <u>教育長の職務代理者の指名</u> (第 5 条・第 6 条)</p> <p>第 4 章～第 7 章 略</p> <p>附則</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長が必要と認めたとき又は法第14条第 2 項の規定に基づく会議の召集の請求があったときに招集する。</u></p> <p>(招集の方法等)</p> <p>第 3 条 会議の招集は、<u>教育長</u>があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知して行う。</p> <p>2 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(議事日程)</p> <p>第 4 条 <u>教育長</u>は、会議の日時、場所及び会議に付すべき事件並びにその順序等を</p>

記載した議事日程を定め、委員及び教育長に配付する。

2 議事日程に定めた日に、その記載事件について会議を開くことができなかつたとき又は会議が終結しなかつたときは、委員長は改めてその日程を定めなければならない。

第3章 委員長等の選挙等

(委員長の選挙)

第5条 会議の招集の当日に委員長がないときは、委員長の選挙を行う。ただし、委員長の任期満了前に次期委員長の選挙を行うことを妨げない。

2 委員長の選挙は、指名推薦の方法によって行う。

3 委員長の選挙が前項の方法によって行い難いときは、記名又は無記名投票の方法によって選挙を行う。

4 前項の場合においては、投票の過半数を得た者を当選人とし、投票の過半数を得た者がいないときは、得票数が1位と2位の者について決戦投票を行い、最多数を得た者を当選人とする。ただし、最多数を得た者が2人以上いるときは、くじでこれを定める。

(委員長職務代理者の指定)

第6条 会議の招集当日に委員長職務代理者がいないときは、委員長職務代理者を指定する。

2 委員長職務代理者を指定する場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(開会等の宣告)

第8条 会議の開会、休憩及び閉会は、委員長がこれを宣告する。

(事件の宣告)

第9条 委員長は、会議に付すべき事件を議題とするときは、これを宣告しなければならない。

(委員の発言)

第11条 委員は、前条の説明が終った後において、当該議題について質疑し、又は

記載した議事日程を定め、委員に配付する。

2 議事日程に定めた日に、その記載事件について会議を開くことができなかつたとき又は会議が終結しなかつたときは、教育長は改めてその日程を定めなければならない。

第3章 教育長の職務代理者の指名

(教育長職務代理者の指名)

第5条 法第13条第2項の規定による教育長の職務代理者の指名は、会議において教育長が行うものとする。

第6条 削除

(開会等の宣告)

第8条 会議の開会、休憩及び閉会は、教育長がこれを宣告する。

(事件の宣告)

第9条 教育長は、会議に付すべき事件を議題とするときは、これを宣告しなければならない。

(委員の発言)

第11条 委員は、前条の説明が終った後において、当該議題について質疑し、又は

意見を述べることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って委員長がこれを許可する。

(採決)

第12条 議題のうち採決を要するものについては、討論が終了した後、委員長が議題を宣告して採決しなければならない。

第13条 採決は、委員長が委員に対し、議題について異議の有無を諮る方法によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。

(動議の提出)

第14条 略

2 動議が提出されたときは、委員長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の会議及び委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

(1)～(10) 略

2 略

3 第1項ただし書の秘密会を開くときは、委員長は、委員長が指定する者以外のものを、すべて議場の外に退去させなければならない。

(事務局職員の出席)

第16条 教育長は、委員長の承認を得て、事務局職員を出席させることができる。

(会議録)

意見を述べることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って教育長がこれを許可する。

(採決)

第12条 議題のうち採決を要するものについては、討論が終了した後、教育長が議題を宣告して採決しなければならない。

第13条 採決は、教育長が委員に対し、議題について異議の有無を諮る方法によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。

(動議の提出)

第14条 略

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の会議及び委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(1)～(10) 略

2 略

3 第1項ただし書の規定により会議を公開しないときは、教育長は、教育長が指定する者以外のものを、すべて議場の外に退去させなければならない。

(事務局職員の出席)

第16条 教育長は、必要に応じて事務局職員を出席させることができる。

(会議録)

第17条 略

2 会議録には、委員長及び会議で決めた委員1名が署名しなければならない。

第18条 会議録には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(5) 略

(6) その他会議又は委員長において必要と認めた事項

2 会議録は、委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を指名して、これを作成させるものとする。

(請願等の処理)

第19条 委員会に対して請願し、又は陳情しようとする者は、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(傍聴の許可)

第20条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1)～(2) 略

(3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人数の制限)

第22条 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の退場)

第24条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要の事項は、委員長が会議に諮って定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第17条 略

2 会議録には、教育長及び会議で決めた委員1名が署名しなければならない。

第18条 略

(1)～(5) 略

(6) その他会議又は教育長において必要と認めた事項

2 会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名した者に作成させるものとする。

3 会議録は、第15条第1項ただし書きの規定により会議を公開しない場合を除き、原則として公表するものとする。

(請願等の処理)

第19条 委員会に対して請願し、又は陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(傍聴の許可)

第20条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第21条 略

(1)～(2) 略

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人数の制限)

第22条 教育長は、必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の退場)

第24条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

(石狩市教育委員会公告式規則の一部改正)

第2条 石狩市教育委員会公告式規則（昭和53年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づき教育委員会の規則（以下「規則」という。）、告示及びその他の教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文及び公布の年月日を記入してその末尾に<u>教育委員会委員長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき教育委員会の規則（以下「規則」という。）、告示及びその他の教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文及び公布の年月日を記入してその末尾に<u>教育長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(石狩市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第3条 石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(委回事務)</p> <p>第1条 教育委員会は、次の事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>教育長並びに事務局職員及び学校その他の教育機関職員の任免及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(7)～(16) 略</p>	<p>(委回事務)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事務局職員及び学校その他の教育機関職員の任免及び懲戒に関すること。</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p><u>(教育委員会の会議への報告)</u></p> <p><u>第3条 教育長は、次に掲げる事務の管理及び執行の状況について、教育委員会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。</u></p>

	<p>(1) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱に基づいて、教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務</u></p> <p>(2) <u>児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するために行った事務</u></p> <p>(3) <u>その他会議において特に報告を求められた事務</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（石狩市教育委員会教育長職務代理者規則の一部改正）

第4条 石狩市教育委員会教育長職務代理者規則（平成3年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づき教育長の職務を代理する職員及びその順序は次のとおりとする。</p> <p>第1 生涯学習部長 第2 生涯学習部理事</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第4項</u>の規定に基づき教育長に委任された事務その他の権限に属する事務について、<u>教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき、教育長</u>の職務を代理する職員及びその順序は次のとおりとする。</p> <p>第1 略 第2 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の石狩市教育委員会会議規則（第15条第1項及び第3項（「秘密会を開く」を「規定により会議を公開しない」に改める部分に限る。）並びに第18条第3項の規定を除く。）、第2条の規定による改正後の石狩市教育委員会公告式規則（第2条第2項の規定に限る。）、第3条の規定による改正後の石狩市教育委員会事務委任規則及び第4条の規定による改正後の石狩市教育委員会教育長職務代理者規則の規定は、この規則の施行の日以後に任命される教育長から適用し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用を受ける教育委員会の教育長及び同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項の教育委

員会の委員長である者については、なお従前の例による。

議案第2号

石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案
平成27年3月27日

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成16年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(支所職員への補助執行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前4項に規定する補助執行事務に係る事案の代決については<u>石狩市事務決裁規程（平成13年訓令第2号）</u>によるものとする。</p>	<p>(支所職員への補助執行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前4項に規定する補助執行事務に係る事案の代決については、<u>石狩市事務決裁規程（平成17年訓令第20号）</u>によるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則案
平成27年3月27日

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職名)</p> <p>第5条 部に部長を置く。</p> <p>2 部に<u>次長を置く。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>5 部に<u>理事及び参事を置くことができる。</u></p> <p>6～9 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 <u>第5条に定める長、理事、参事、担当課長、主幹及び主査は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、又は処理し、及び所属職員又は当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p>第7条の2 <u>第5条第2項に定める次長は、上司の命を受けて、別に定める事務を掌理し、又は処理する。</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第9条 第3条に定める課の掌握する事務は次のとおりとする。</p> <p>総務企画課</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(職名)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 部に<u>理事及び次長を置くことができる。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>5 <u>次長に次長付参事を置くことができる。</u></p> <p>6～9 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 <u>部長は、教育長の命を受け、部の事務を掌理し、又は処理し、及び所属職員又は当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p>2 <u>第5条第2項から第9項までの各項に定める職にある者は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、又は処理し、及び所属職員又は当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第9条 略</p> <p>総務企画課</p> <p>(1)～(12) 略</p>

<p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 通学区域の設定及び変更に関すること。</u></p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p>社会教育課 略</p> <p>文化財課 略</p> <p>厚田生涯学習課 略</p> <p>浜益生涯学習課 略</p> <p>教育支援センター 略</p> <p>2 <u>第5条第5項に規定する理事、参事及び同条第6項に規定する担当課長の掌握する事務は、その都度別に定める。</u></p> <p>3～4 略</p>	<p><u>(13) 通学区域の設定及び変更に関すること。</u></p> <p><u>(14)</u> (改正前第13号と同じ。)</p> <p><u>(15)</u> (改正前第14号と同じ。)</p> <p><u>(16)</u> (改正前第15号と同じ。)</p> <p><u>(17)</u> (改正前第16号と同じ。)</p> <p><u>(18)</u> (改正前第17号と同じ。)</p> <p><u>(19)</u> (改正前第18号と同じ。)</p> <p><u>(20)</u> (改正前第19号と同じ。)</p> <p><u>(21)</u> (改正前第20号と同じ。)</p> <p><u>(22)</u> (改正前第21号と同じ。)</p> <p><u>(23)</u> (改正前第22号と同じ。)</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19)</u> (改正前第20号と同じ。)</p> <p>社会教育課 略</p> <p>文化財課 略</p> <p>厚田生涯学習課 略</p> <p>浜益生涯学習課 略</p> <p>教育支援センター 略</p> <p>2 <u>第5条第2項に規定する理事及び次長、同条第5項に規定する参事並びに同条第6項に規定する担当課長の掌握する事務は、その都度別に定める。</u></p> <p>3～4 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第4号

招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案

平成27年3月27日

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

招致外国青年就業規則の一部を改正する教育委員会規則

招致外国青年就業規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 英語指導助手が所属する組織の長（教育委員会生涯学習部学校教育課長）</p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 英語指導助手の年間報酬額は、別表のとおりとする。この場合において、所得税及び住民税が課税される場合には、当該報酬額から本人が負担するものとする。</p> <p>2 報酬の月額は、前項に規定する年間報酬額を12で除して得た額とする。</p> <p>3 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は週休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は週休日でない日とする。</p> <p>4 <u>前項</u>の場合において、英語指導助手の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。</p> <p>5 略</p> <p>(休日)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 英語指導助手が所属する組織の長（教育委員会生涯学習部学校教育課長）、<u>又はその職務を処理することが適当と認められる職にある者</u></p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第2項</u>の場合において、英語指導助手の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。</p> <p>5 略</p> <p>(休日)</p> <p>第11条 英語指導助手の休日は、石狩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p>

<p>第11条 英語指導助手の休日は、石狩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）<u>第6条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日</u>とする。</p> <p>2～3 略 （休暇及び休職の手続き）</p> <p>第18条 第13条第1項及び第14条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ所属長に届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2 第14条第1項第5号から<u>第8号</u>までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3～4 略</p>	<p>（平成7年条例第3号）<u>第9条第1項に掲げる日</u>とする。</p> <p>2～3 略 （休暇及び休職の手続き）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 第14条第1項第5号から<u>第9号</u>までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3～4 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第5号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則案
平成27年3月27日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

石狩市立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(主任等)</p> <p>第4条の2 別表第1の左欄に掲げる学校に、同表の当該欄に掲げる主任等を置く。</p> <p><u>2</u> 主任等は、その学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）をもって充てるものとし、校長が命ずる。この場合においては、主任等には、部長の名称を用いることができる。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>	<p>(主任等)</p> <p>第4条の2 略</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、当該主幹教諭の整理する校務を担当する主任等を置かないことができる。</u></p> <p><u>3</u> (改正前第2項と同じ。)</p> <p><u>4</u> (改正前第3項と同じ。)</p> <p><u>5</u> (改正前第4項と同じ。)</p> <p><u>6</u> (改正前第5項と同じ。)</p> <p><u>7</u> (改正前第6項と同じ。)</p> <p><u>8</u> (改正前第7項と同じ。)</p>
<p>(報告)</p> <p>第5条 <u>第4条第2項</u>の規定により主任等を命免したときは、校長は遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(報告)</p> <p>第5条 <u>第4条の2第3項</u>の規定により主任等を命免したときは、校長は遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p>

(校務の分掌)

第7条 校長は、この規則に定めるもののほか、所属職員の校務の分掌を定めるものとする。

- 2 前項の校務分掌には、必要に応じ、主任等を置くことができる。
- 3 第4条第2項後段の規定は、前項の主任等について準用する。

(校務の分掌)

第7条 略

- 2 略
- 3 第4条の2第3項後段の規定は、前項の主任等について準用する。

別記第9号様式（第25条関係）

略

生徒氏名						
総合的な学習の時間の記録					入学時の障害の状態	
学年	学習活動	観点	評価			
行動の記録						
第1学年		第2学年		第3学年		
総合所見及び指導上参考となる諸事項						
第1学年		第2学年		第3学年		
出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 退引等の日数	出席しなかつた 日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

別記第9号様式（第25条関係）

略

生徒氏名						
総合的な学習の時間の記録					入学時の障害の状態	
学年	学習活動	観点	評価			
行動の記録						
第1学年		第2学年		第3学年		
総合所見及び指導上参考となる諸事項						
第1学年		第2学年		第3学年		
出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 退引等の日数	出席しなかつた 日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第6号

石狩市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則案
平成27年3月27日

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

石狩市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市奨学金支給条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民の範囲)</p> <p>第2条 条例第2条の石狩市民は、<u>その親若しくはこれに代わるべき者が本市内に住所を有する者を含むものとする。</u></p> <p>(奨学生の願書)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による願書は、奨学生願書（別記第1号様式。以下「願書」という。）によるものとし、これには次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、当該書類の一部について添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 合格通知書又は在学証明書の写し（<u>上級学校進学者に限る。</u>）</p> <p>(5) 略</p> <p>2 第1項第1号の校長とは、奨学生になることを志願する者（以下「志願者」という。）が在学する学校又は<u>在学した学校（志願者が現に在学する場合は当該学校（志願者のうち上級学校進学者が奨学生の願書を提出する場合にあっては、当該上級学校を除いて最近在学した学校）をいい、志願者が現に在学していない場合は最近在学した学校をいう。）</u>の校長をいう。</p> <p>3 第1項の願書は、毎年<u>3月25日から4月30日</u>までの間に提出しなければならない。</p>	<p>(市民の範囲)</p> <p>第2条 条例第2条の<u>規則で定める者は、本人又は保護者が本市内に住所を有する者とする。</u></p> <p>(奨学生の願書)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 合格通知書又は在学証明書の写し（<u>第1学年に在学している者に限る。</u>）</p> <p>(5) 略</p> <p>2 第1項第1号の校長とは、奨学生になることを志願する者が<u>前年に在学した学校（前年に在学していない場合にあってはこれに準ずるものとして教育委員会が認める学校）</u>の校長をいう。</p> <p>3 第1項の願書は、毎年<u>5月15日から6月15日</u>までの間に提出しなければならない。</p>

(奨学生選定の時期)

第4条 奨学生の選定は、毎年5月31日までの間にこれを行う。ただし、同一年度内において奨学生を追加選定する場合は、随時これを行うものとする。

(奨学生選定の方法)

第5条 教育委員会は、第3条の定めるところにより提出された願書は、これを奨学審議委員会（以下「委員会」という。）の諮問に付する。

2 委員会は、前項の規定により諮問に付された願書について、別に委員会の諮問を経て教育委員会が定める奨学生選考基準（以下「選考基準」という。）に基づき審議を行い、奨学生となるべき者の氏名を教育委員会に答申するものとする。

3 略

(選考基準)

第6条 前条第2項の選考基準には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 学業、性行及び身体に関する判定基準
- (2) 奨学生については、学資の支弁が困難であることに関する判定基準
- (3) 略

(委員会の委員)

第7条 条例第5条の規定により教育委員会が任命し、又は委嘱する委員は、委員に任命又は委嘱される理由となった資格又は役職を失ったときは、当然委員の職もまた、これを失うものとする。

2 略

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長、副委員長各々1名を置き、委員の互選とする。

2 略

(選定通知書)

第11条 教育委員会は、奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書（別記第4号様式）を本人に交付するものとする。

(奨学生選定の時期)

第4条 奨学生の選定は、毎年7月31日までの間にこれを行う。ただし、同一年度内において奨学生を追加選定する場合は、随時これを行うものとする。

(奨学生選定の方法)

第5条 教育委員会は、奨学生の選定に当たっては、奨学審議委員会（以下「委員会」という。）の諮問に付する。

2 委員会は、前項の規定により諮問に付された願書について、教育委員会が定める奨学生選考基準（以下「選考基準」という。）に沿い審議を行い、奨学生となるべき者の氏名を教育委員会に答申するものとする。

3 略

(選考基準)

第6条 略

- (1) 学業及び性行に関する判定基準
- (2) 学資に乏しいことに関する判定基準
- (3) 略

(委員会の委員)

第7条 条例第5条の規定により教育委員会が委嘱する委員は、委員に委嘱される理由となった資格又は役職を失ったときは、当然委員の職もまた、これを失うものとする。

2 略

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長、副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 略

(選考結果通知書)

第11条 教育委員会は、奨学生の選考を行ったときは、奨学生選考結果通知書（別記第4号様式）により、本人に通知するものとする。

(奨学金支給の時期)

第13条 奨学金は、年1回これを支給する。

2 入学仕度資金は、第11条に規定する奨学生選定通知書を交付した後、速やかに支給する。

3 略

(奨学金の廃止、休止及び減額の方法)

第14条 略

(奨学金廃止(休止、減額)通知書及び前払部分返還義務)

第15条 教育委員会が奨学金の廃止、休止又は減額の措置を行ったときは、奨学金廃止(休止、減額)通知書(別記第5号様式)により、これを本人に通知するものとする。

2 前項の通知を受けたときは、前払部分に相当する額を直ちに返還しなければならない。

(奨学生原簿)

第16条 略

(学業成績表の提出)

第17条 略

(奨学金支給の時期)

第13条 奨学金及び入学仕度資金は、年1回これを支給する。

2 (改正前第3項と同じ。)

(奨学金の廃止、休止及び減額の報告)

第14条 略

(奨学金の減額の対象)

第15条 条例第7条第5号に規定する国又は北海道が支給する奨学のための給付金等とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 高校生等奨学給付金

(2) 特別支援教育就学奨励費

2 前項に掲げる給付金等の受給資格を有するときは、条例第6条で定める月額奨学金に支給する期間を乗じた奨学金額から給付金等の額を減額する。ただし、奨学金額から給付金等の額を減額してもなお、給付金等の額が上回る場合は、入学仕度資金から当該上回る額を減額する。

(奨学金廃止(休止、減額)通知書及び前払部分返還義務)

第16条 教育委員会が奨学金の廃止、休止又は減額の決定をしたとき(第11条の規定に基づき通知するときを除く。)は、奨学金廃止(休止、減額)通知書(別記第5号様式)により、これを本人に通知するものとする。

2 前項の通知を受けたときは、教育委員会が指定する日までに返還しなければならない。

(奨学生原簿)

第17条 (改正前第16条と同じ。)

(学業成績表の提出)

第18条 (改正前第17条と同じ。)

(届出の方法)

第18条 奨学生が、条例第8条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由が生じた日から10日以内に別記第7号様式から別記第11号様式により、身元保証人との連名をもって在学する学校又は在学した学校の校長を経由するものとする。ただし、本人が疾病又は死亡などのため届け出ることができないときは、身元保証人から届け出るものとする。

(届出の方法)

第19条 奨学生が、条例第8条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由が生じた日から10日以内に必要書類を添えて別記第7号様式から別記第11号様式により、保護者との連名をもって行うものとする。ただし、本人が傷病又は死亡などのため届け出ることができないときは、保護者から届け出るものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

奨 学 生 願 書

本	(ふりがな)		学校名	
	氏名		学年	年
人	住所			
	生年月日	年 月 日生 () 歳	電話	-
	住居状況	自宅 下宿 間借 寮等 その他 ()		
	身元保証人	(ふりがな)		勤務先
氏名			電 話	-
住所			続柄	
生年月日		年 月 日生 () 歳	電話	-
志願理由（経済状況等）				
石狩市奨学金条例による奨学生に志願します。 年 月 日 本人氏名 印 身元保証人氏名 印 （あて先）石狩市教育委員会				

※身元保証人は、本市に在住の親又は親に代わる方とします。

別記第1号様式（第3条関係）

奨 学 生 願 書

本	(ふりがな)		学校名	
	氏名		学年	年
人	住所			
	生年月日	年 月 日生 () 歳	電話	-
	住居状況	自宅 下宿 間借 寮等 その他 ()		
	保 護 者	(ふりがな)		勤務先
氏名			電 話	-
住所			続柄	
生年月日		年 月 日生 () 歳	電話	-
志願理由（経済状況等）				
石狩市奨学金条例による奨学生に志願します。 年 月 日 本人氏名 印 保護者氏名 印 連帯保証人住所 連帯保証人氏名 印 （あて先）石狩市教育委員会				

※連帯保証人は、奨学金の支給決定があった場合において、奨学金に関して生ずる本人に係る一切の債務について、本人と連帯して責任を負うものとする。

別記第2号様式（第3条関係）

奨学生推薦書

生徒 (学生)	(ふりがな)			学校名		
	氏名			学年	年	
氏名	住所					
	生年月日	年 月 日生 () 歳		電話	-	
学業についての所見						
人物についての所見 (A・B・Cでの3段階評価)	基本的な生活習慣		自主自律		責任感	
	創意工夫		思いやり協力性		勤勉	
	公共心公徳心		情緒の安定		指導性	
	その他の所見					
家庭状況についての所見						
身体についての所見						

上記のとおり推薦します。
年 月 日

学校名
校長氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第2号様式（第3条関係）

奨学生推薦書

生徒 (学生)	(ふりがな)			学校名		
	氏名			学年	年	
氏名	住所					
	生年月日	年 月 日生 () 歳		電話	-	
学業についての所見						
人物についての所見 (A・B・Cでの3段階評価)	基本的な生活習慣		自主自律		責任感	
	創意工夫		思いやり協力性		勤勉	
	公共心公徳心		情緒の安定		指導性	
	その他の所見					
家庭状況についての所見						
その他の所見						

上記のとおり推薦します。
年 月 日

学校名
校長氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第3号様式（第3条関係）

家庭状況調書

同一生計内において生活している家族					
続柄	氏名	年齢	勤務先又は学校名	年収	保護者との同居の別
本人					同・別
					同・別
参考事項	1 その他の収入（上記以外のもの）				
	① [名称] _____ [金額] _____ 円/年				
	② [名称] _____ [金額] _____ 円/年				
③ [名称] _____ [金額] _____ 円/年					
居住状況	2 他の奨学金				
	①支給 [名称] _____ [金額] _____ 円/月				
	②貸与 [名称] _____ [金額] _____ 円/月				
持家・借家・その他（ ）		生活保護法の適用	有・無		
月支払額 _____ 円					
特記事項 (家族・病気等)					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

身元保証人氏名 印

別記第3号様式（第3条関係）

家庭状況調書

同一生計内において生活している家族						
続柄	氏名	年齢	扶養の有無	勤務先又は学校名	年収	保護者との同居の別
保護者						
			有・無			同・別
			有・無			同・別
			有・無			同・別
			有・無			同・別
			有・無			同・別
参考事項	1 その他の収入（上記以外のもの）					
	① [名称] _____ [金額] _____ 円/年					
	② [名称] _____ [金額] _____ 円/年					
③ [名称] _____ [金額] _____ 円/年						
居住状況	2 他の奨学金					
	①給付 [名称] _____ [金額] _____ 円/月					
	②貸与 [名称] _____ [金額] _____ 円/月					
3 国又は北海道が支給する奨学のための給付金等への申請予定						
①高校生等奨学給付金を申請する予定（申請済含む）の有無 有・無						
②特別支援教育奨学奨励費を申請する予定（申請済含む）の有無 有・無						
持家・借家・その他（ ）		生活保護法の適用	有・無			
月支払額 _____ 円						
特記事項 (家族・病気等)						

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名 印

別記第 4 号様式（第11条関係）

奨 学 生 選 定 通 知 書

選定番号第 号

学校名

氏 名

年度奨学生として選定し下記のとおり奨学金を支給します。

奨学金支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額	月 額 円
入学支度資金	一時金 円

年 月 日

石狩市教育委員会 印

別記第 4 号様式（第11条関係）

奨 学 生 選 考 結 果 通 知 書

第 号

学校名

氏 名

次のとおり選考した結果を通知します。

支給金額	選考結果	<input type="checkbox"/> 選 定 <input type="checkbox"/> 選 定（国又は北海道が支給する奨学のための給付金等の受給資格を有することによる減額後、支給金額がある） <input type="checkbox"/> 選 定（国又は北海道が支給する奨学のための給付金等の受給資格を有することによる減額後、支給金額がない） <input type="checkbox"/> 非選定
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	奨学金	月 額 円
	入学仕度資金	一時金 円

年 月 日

石狩市教育委員会 印

別記第 5 号様式 (第15条関係)

奨学金廃止 (休止、減額) 通知書

選定番号第 号

学校名

氏 名

の理由により下記のとおり奨学金を廃止 (休止、減額) します。

奨 学 金	期 間	年 月 ~	年 月	金 額	円
入学支度資金	金 額				円

年 月 日

石狩市教育委員会 印

別記第 5 号様式 (第16条関係)

奨学金廃止 (休止、減額) 通知書

選定番号第 号

学校名

氏 名

の理由により下記のとおり奨学金を廃止 (休止、減額) します。

奨 学 金	期 間	年 月 ~	年 月	金 額	円
入学支度資金	金 額				円

年 月 日

石狩市教育委員会 印

別記第 6 号様式 (第16条関係)

奨 学 生 原 簿
選定番号第 号

支給決定額	円	学校名 氏名	
月別支給額	円	支給年月日	備考
4 月	円	年 月 日	
5 月	円	年 月 日	
6 月	円	年 月 日	
7 月	円	年 月 日	
8 月	円	年 月 日	
9 月	円	年 月 日	
10 月	円	年 月 日	
11 月	円	年 月 日	
12 月	円	年 月 日	
1 月	円	年 月 日	
2 月	円	年 月 日	
3 月	円	年 月 日	

別記第 6 号様式 (第17条関係)

奨 学 生 原 簿
選定番号第 号

支給決定額	円	学校名 氏名	
月別支給額	円	支給年月日	備考
4 月	円	年 月 日	
5 月	円	年 月 日	
6 月	円	年 月 日	
7 月	円	年 月 日	
8 月	円	年 月 日	
9 月	円	年 月 日	
10 月	円	年 月 日	
11 月	円	年 月 日	
12 月	円	年 月 日	
1 月	円	年 月 日	
2 月	円	年 月 日	
3 月	円	年 月 日	

別記第7号様式 (第18条関係)

休 学 届

選定番号第 号

学校名
氏 名

下記のとおり休学しましたからお届けします。

1 休学期間

2 事 由

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
身元保証人 印

学 校 名
校長氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第7号様式 (第19条関係)

休 学 届

選定番号第 号

学校名
氏 名

下記のとおり休学しましたからお届けします。

1 休学期間

2 事 由

3 添付書類

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
保護者氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第 8 号様式 (第18条関係)

復 学 届

選定番号第 号

学校名
氏 名

下記のとおり復学しましたからお届けします。

1 復学期日

2 事 由

3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
身元保証人 印

学 校 長
校長氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第 8 号様式 (第19条関係)

復 学 届

選定番号第 号

学校名
氏 名

下記のとおり復学しましたからお届けします。

1 復学期日

2 事 由

3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
保護者氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第9号様式 (第18条関係)

転学届

選定番号第 号

学校名
氏名

下記のとおり転学しましたからお届けします。

1 転学期日

2 転学先学校

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
身元保証人 印

学 校 名
校 長 氏 名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第9号様式 (第19条関係)

転学届

選定番号第 号

学校名
氏名

下記のとおり転学しましたからお届けします。

1 転学期日

2 転学先学校

3 添付書類

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
保護者氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第10号様式 (第18条関係)

退 学 届

選定番号第 号

学校名

氏 名

下記のとおり退学しましたからお届けします。

1 退学期日

2 事 由

年 月 日

住 所

本人氏名 印

住 所

身元保証人 印

学 校 名

校 長 氏 名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第10号様式 (第19条関係)

退 学 届

選定番号第 号

学校名

氏 名

下記のとおり退学しましたからお届けします。

1 退学期日

2 事 由

3 添付書類

年 月 日

住 所

本人氏名 印

住 所

保護者氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第11号様式 (第18条関係)

変 更 届

選定番号第 号

学校名
氏 名

下記のとおり を変更しましたからお届けします。

1 変更期日

2 新

3 旧

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
身元保証人 印

学 校 名
校長氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第11号様式 (第19条関係)

変 更 届

選定番号第 号

学校名
氏 名

下記のとおり を変更しましたからお届けします。

1 変更期日

2 新

3 旧

4 添付書類

年 月 日

住 所
本人氏名 印

住 所
保護者氏名 印

(あて先) 石狩市教育委員会

備考 改正部分は、下線の部分(表(様式)の下に下線がある場合は、当該表(様式)全部)である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第7号

石狩市奨学生選考基準の一部を改正する基準案

平成27年3月27日

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

石狩市奨学生選考基準の一部を改正する教育委員会基準

石狩市奨学生選考基準（昭和49年12月26日制定）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>1 奨学生選考の根本方針</p> <p>優秀な学生又は生徒で、経済的理由のために<u>進学</u>の機会に恵まれない者又は修学が困難な者について、学業（技術を含む。以下同じ。）、<u>性行、身体</u>及び家計を十分に検討し、これに総合判定を加えて奨学生を選考する。</p> <p>2 学業に関する選考基準</p> <p>(1) 標準</p> <p>最近3年間の学業成績によって、優秀な知能（又は技能）を有すると認められる者であること。</p> <p>(2) 上記について注意すべき点は、次のとおりである。</p> <p>ア 過去3年間の学業成績中特に最近2年間の分に重きをおくこと。</p> <p>イ <u>全教科の成績を総合して、全学年の学生又は生徒の成績と劣らない者</u>であること。</p> <p>4 <u>身体に関する選考基準</u></p> <p><u>身体強健で十分に修学に堪え得ることが確実であること。</u></p> <p>5 <u>学資支弁が困難であることに関する選考基準</u></p> <p>(1) 標準</p> <p>家計の実情が真に学資を支出するに<u>困難</u>であると認められること。</p> <p>(2) 上記について注意すべき点は、次のとおりである。</p>	<p>1 奨学生選考の根本方針</p> <p>優秀な学生又は生徒で、経済的理由のために修学が困難な者について、学業（技術を含む。以下同じ。）、性行及び家計を十分に検討し、これに総合判定を加えて奨学生を選考する。</p> <p>2 学業に関する選考基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上記について注意すべき点は、次のとおりである。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>過去3年間の学業成績の評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上</u>であること。</p> <p>4 <u>家計に関する選考基準</u></p> <p>(1) 標準</p> <p>家計の実情が真に学資を支出する<u>ことが困難</u>であると認められること。</p> <p>(2) 上記について注意すべき点は、次のとおりである。</p>

ア 生活保護法による保護の適用を受けている家庭は、学資の支弁困難と認められること。

イ 次のような場合は、扶養者が相当の収入を有する家庭でも学資の支弁困難と認められること。

(ア) 家族数が多いこと。

(イ) 他の子女が大学以上に在学する時又は数人の子女が高等学校以下に在学するとき。

ウ 次のような場合は、扶養者の収入が比較的少ない場合でも学資の支弁は困難でないと認められること。

(ア) 家族の中に収入を有する者があって総額が相当に達する場合

(イ) 現在の収入は少なくとも相当の財産をもつ場合

6 奨学金の廃止、休止及び減額の基準

(1) 奨学金の廃止 石狩市奨学金支給条例（昭和49年条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1号、第2号、第4号及び第5号の一に該当した場合又は本人が死亡した場合

(2) 奨学金の休止 条例第7条第3号に該当した場合

(3) 奨学金の減額 授業料を減免された場合、その額は奨学生の状況を勘案して決定する。

ア 次のような場合は、保護者が相当の収入を有する家庭でも学資の支弁が困難と認められること。

(ア) 略

(イ) 略

(ウ) 自宅外通学の場合

イ 次のような場合は、保護者の収入が比較的少ない場合でも学資の支弁は困難でないと認められること。

(ア) 家族の中に収入を有する者があって総額が相当に達する場合

(イ) 現在の収入は少なくとも相当の財産をもつ場合

5 奨学金の廃止、休止及び減額の基準

(1) 奨学金の廃止 石狩市奨学金支給条例（昭和49年条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1号、第2号、第4号及び第6号の一に該当した場合

(2) 奨学金の休止 条例第7条第3号に該当した場合

(3) 奨学金の減額 条例第7条第5号に該当した場合

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の石狩市奨学生選考基準の規定にかかわらず、この基準の施行の日から平成29年3月31日までの間における大学又は高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）に在学している者に係る選考基準については、なお従前の例による。

議案第8号

石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案
平成27年3月27日提出

石狩市教育委員会委員長 鎌田英暢

石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市民図書館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）の翌日（当該翌日が土曜日、<u>日曜日</u>又は月曜日に当たるときは、当該翌日の直後の火曜日）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、5月3日から5月12日までの間における休館日は、教育長が別に定めるものとする。この場合において、教育長は、前項第1号及び第2号の規定の趣旨を損なわず、かつ、利用者の利便を損なうことのないように休館日を定めなければならない。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(開館時間)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）の翌日（当該翌日が土曜日又は月曜日に当たるときは、当該翌日の直後の火曜日）。<u>ただし、国民の祝日が土曜日である場合を除く。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(開館時間)</p>

第4条 略

2 国民の祝日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日の本館の開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

(貸出しの数及び期間)

第9条 個人貸出又は団体貸出において、同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数及び貸出しを受けることのできる期間は、次のとおりとする。

区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間	備考
個人貸出	図書等	利用者の希望する冊数	14日間	館長が必要と認めるときは、貸出数量及び貸出期間を別に定めることができる。
	視覚資料	1点	14日間	
	聴覚資料	2点		
	複製絵画	1点	31日間	
団体貸出	図書等（委員会が指定するものに限る。）	略	略	

2～3 略

(目的外使用許可の範囲)

第12条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条に定める事業の実施に支障のない範囲において、研修室又は視聴覚ホール（以下「図書館施設」と総称する。）の目的外使用許可をすることができる。

(1)～(4) 略

第4条 略

2 国民の祝日である日の本館の開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

(貸出しの数及び期間)

第9条 個人貸出又は団体貸出において、同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数及び貸出しを受けることのできる期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りではない。

区分	図書館資料	貸出点数	貸出期間
個人貸出	本及び雑誌（以下「図書」という。）	利用者の希望する点数	14日間
	複製絵画		31日間
	視覚資料	2点	14日間
	聴覚資料		
団体貸出	図書（教育委員会（以下「委員会」という。）が指定するものに限る。）	略	略

2～3 略

(目的外使用許可の範囲)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条に定める事業の実施に支障のない範囲において、研修室又は視聴覚ホール（以下「図書館施設」と総称する。）の目的外使用許可をすることができる。

(1)～(4) 略

2 略

(目的外使用の手続等)

第13条 図書館施設の目的外使用許可を受けようとする者は、図書館施設使用許可申請書(別記第4号様式)により、委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、図書館施設を使用しようとする日の21日前から5日前までの間に行わなければならない。

3～4 略

(目的外使用料の減免)

第14条 条例第6条第2項の規定により、委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、目的外使用料を減免することができる。

- (1) 市又は委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき 全額免除
- (2) 市内に存する学校又は教育機関が教育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 市内の社会教育関係団体が使用するとき 5割減額
- (4) 市内の社会福祉関係団体が使用するとき 5割減額
- (5) その他委員会が特に必要があると認めたとき 5割減額

2 略

2 略

(目的外使用の手続等)

第13条 略

2 前項に規定する申請は、図書館施設を使用しようとする日の60日前から5日前までの間に行わなければならない。

3～4 略

(目的外使用料の減免)

第14条 条例第6条第2項に規定する減免は、別表のとおりとする。

2 略

別表（第14条関係）

項	区 分		減 免 率
1	市又は委員会が主催又は共催で使用する 場合		10 / 10
2	市内に存する学校又は教育機関が教育活 動のために使用する場合		10 / 10
3	市内の社会教育 関係団体が使用 する場合	(1) スポーツ少年団、 こども会その他中 学生以下の教育を 目的とする団体の うち、その構成員 の8割以上が中学 生以下の団体が使 用する場合	10 / 10
		(2) 前号に掲げるもの のほか、委員会が 別に定める団体が 使用する場合	5 / 10
4	市内の社会福祉関係団体が使用する場合		5 / 10
5	市内の自治会又は町内会が使用する場合		5 / 10
6	その他委員会が 認める場合	(1) 公益性が認められ る場合で委員会が 別に定めるもの	10 / 10
		(2) 前号に掲げる以外 のもの	5 / 10

別記第1号様式（第6条関係）

その1

利 用 登 録 申 込 書

太枠の中だけ記入してください。

申込年月日	年 月 日	利用者 コード								
フリガナ	-----									
氏 名	-----									
住 所	(〒 -)	電 話	()							
備 考										
0 1 石狩市民図書館		0 3 花川南分館		0 4 八幡分館						
0 5 厚田小学校		0 6 浜益分館								

石 狩 市 民 図 書 館

別記第1号様式（第6条関係）

その1

石 狩 市 民 図 書 館 利 用 登 録 申 込 書

※太枠の中だけ記入してください。

申込年月日	年 月 日	利用者 コード								
インターネット等のサービス		<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない								
フリガナ	-----				電 話	自 宅	-----			
氏 名	-----				携 帯	-----				
住 所	(〒 -)						<input type="checkbox"/> 石狩市在住 <input type="checkbox"/> 石狩市在学 <input type="checkbox"/> 石狩市在勤 <input type="checkbox"/> 市外在住			
備 考										
事務処理欄										

その2

りょうとうろくもうしこみしょ

のなかをかいてください。

きょうは	年 月 日	利用者 コード																		
フリガナ																				
なまえ																				
じゅうしょ	(〒 -)	でんわ	()																	
がっこう	ようちえん ほいくえん しょうがっこう																			
おやのなまえ																				
01 石狩市民図書館 03 花川南分館 04 八幡分館 05 厚田小学校 06 浜益分館																				

石 狩 市 民 図 書 館

その2

いしかりしみんとしょかん
りょうとうろくもうしこみしょ

※ の中だけかいてください。

きょうは	年 月 日	利用者 コード																		
インターネット等のサービス		<input type="checkbox"/> つかう <input type="checkbox"/> つかわない																		
フリガナ																				
なまえ																				
じゅうしょ	(〒 -)	でんわ	おうち																	
がっこう	ようちえん ほいくえん しょうがっこう ねん おやのなまえ																			
事務処理欄																				

別記第3号様式（第8条関係）

(表面)

利用者カード

石 狩 市 民 図 書 館

石狩市花川北7条1丁目26●☎(0133)72-2000

(裏面)

な
ま
え

[分館等]

花川南分館 ☎: 73-4946
花川南6条5丁目(南コミ内)
八幡分館 ☎: 66-4261
八幡2丁目332(八幡コミ内)
厚田小学校 ☎: 78-2350
厚田区厚田109
浜益分館 ☎: 79-5577
浜益区浜益630(浜益コミ内)

- 本をかりるときには、このカードをかみならずお持ちください。
- このカードを人にかすことはしないでください。
- このカードは、石狩市民図書館と各分館等で共通でつかえます。
- 住所などが変わったとき、又はカードをなくしたときは、図書館にご連絡ください。

(バーコード番号)

別記第3号様式（第8条関係）

(表面)

利用者カード

石 狩 市 民 図 書 館

石狩市花川北7条1丁目26●☎(0133)72-2000

(裏面)

な
ま
え

[分館等]

花川南分館 ☎: 73-4946
花川南6条5丁目(南コミ内)
八幡分館 ☎: 66-4116
八幡2丁目332(八幡コミ内)
厚田小学校 ☎: 78-1310
厚田区厚田109
浜益分館 ☎: 79-5577
浜益区浜益630(浜益コミ内)

- 本をかりるときには、このカードをかみならずお持ちください。
- このカードを人にかすことはしないでください。
- このカードは、石狩市民図書館と各分館等で共通でつかえます。
- 住所などが変わったとき、又はカードをなくしたときは、図書館にご連絡ください。

(バーコード番号)

別記第4号様式（第13条関係）

図書館施設使用許可申請書

石狩市教育委員会 様

年 月 日

下記のとおり使用したいので申請します。

申請者 住所
 団体名
 氏名 印
 電話

※太線部のみ必要事項をご記入ください。

		整理番号					
使用目的	使用人数						人
施設名	年 月 日	曜日	午前	午後	午後	夜間	
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木	
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00	
使用責任者							
目的外使用料 減免申請	(有・無)	上記の使用申請について、次の理由により、目的外使用料の減免を申請いたします。 理由 ()					
プロジェクター使用の有無 (視聴覚ホールのみ)	有・無		使用時間		時間		
目的外使用料等	目的外使用料		免除額		納付額		
	円		円		円		
決裁日	年 月 日			減免申請	減免の根拠		
決裁欄	館長	副館長		承認 却下	規則第14条第 号の規定により 免除 減額		

別記第4号様式（第13条関係）

図書館施設使用許可申請書

石狩市教育委員会 様

年 月 日

下記のとおり使用したいので申請します。

申請者 住所
 団体名
 氏名
 電話

※太線部のみ必要事項をご記入ください。

		整理番号					
使用目的	使用人数						人
使用室名	年 月 日	曜日	午前	午後	午後	夜間	
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木	
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00	
使用責任者							
その他特記事項							
目的外使用料 減免申請	(有・無)	上記の使用申請について、次の理由により、目的外使用料の減免を申請いたします。 理由 1 市又は委員会（公用） 2 市内の学校又は教育機関 3 市内中学生以下の教育を目的とする団体 4 3以外の市内社会教育関係団体 5 市内の社会福祉関係団体 6 市内の自治会又は町内会 7 その他 ()					
プロジェクター使用 (視聴覚ホールのみ)	有・無		使用時間		時間		
目的外使用料等	目的外使用料		減免額		納付額		
	円		円		円		
決裁日	年 月 日			減免申請	減免の根拠		
決裁欄	館長	副館長		承認 却下	規則別表 項 号の規定により 免除 減額		

別記第5号様式（第13条関係）

(表)
図書館施設使用許可書

年 月 日

申請者 住所
団体名
氏名 様
電話

		整理番号				
使用目的		使用人数 人				
施設名	年月日	曜日	午前	午後	午後	夜間
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00
使用責任者						
目的外使用料減免申請		(有・無)	目的外使用料の減免申請について（承認・却下）します。理由（ ）			
プロジェクター使用の有無（視聴覚ホールのみ）		有・無	使用時間		時間	
目的外使用料等	目的外使用料	免除額	納付額			
	円	円	円			

地方自治法第238条の4第7項の規定により、上記のとおり施設の使用を許可します。使用に当たっては裏面の事項を守って下さい。なお、図書館の運営上必要があるときは、許可を取り消す場合がありますのでご了承願います。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に石狩市長に対して審査請求ができます。

石狩市教育委員会

別記第5号様式（第13条関係）

(表)
図書館施設使用許可書

年 月 日

申請者 住所
団体名
氏名 様
電話

		整理番号				
使用目的		使用人数 人				
使用室名	年月日	曜日	午前	午後	午後	夜間
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00
使用責任者						
その他特記事項						
目的外使用料減免許可		(有・無)	上記の使用申請について、次の理由により、目的外使用料の減免を許可いたします。 理由 1 市又は委員会（公用） 2 市内の学校又は教育機関 3 市内中学生以下の教育を目的とする団体 4 3以外の市内社会教育関係団体 5 市内の社会福祉関係団体 6 市内の自治会又は町内会 7 その他（ ）			
プロジェクター使用の有無（視聴覚ホールのみ）		有・無	使用時間		時間	
目的外使用料等	目的外使用料	減免額	納付額			
	円	円	円			

地方自治法第238条の4第7項の規定により、上記のとおり施設の使用を許可します。使用に当たっては裏面の事項を守って下さい。

石狩市教育委員会

(裏)

図書館施設の使用に当たっては、次の事項を守ってください。

- 1 この許可書は、図書館施設を使用するときに図書館職員に提示するとともに、図書館施設を使用中は携帯し、図書館職員の要求があったときは提示してください。
- 2 図書館施設を使用する前に、図書館職員に目的外使用料の領収書を提示してください。
- 3 図書館施設内においては、次の事項を守ってください。
 - (1) 許可なく危険物を持ち込まないこと。
 - (2) 許可なく指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと。
 - (3) 図書館資料又は図書館の施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (4) その他図書館の職員の指示に従うこと。
- 4 準備及び後始末は許可された時間内に行ってください。
- 5 建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 6 使用後は、原状に回復し、図書館職員の点検を受けてください。
- 7 搬入した物品等は、責任をもって管理してください。
- 8 この許可書に記載された事項に変更が生じたときは、図書館職員に許可書を提示し、その承認を受けてください。
- 9 図書館施設の使用の権利は、他人に譲ったり、転貸することはできません。
- 10 既に納付した目的外使用料は、一定の場合以外はお返しできません。
- 11 その他不明な点は、図書館職員に問合せの上、その指示に従ってください。

(裏)

図書館施設の使用に当たっては、次の事項を守ってください。なお、図書館の運営上必要があるときは、許可を取り消す場合がありますのでご了承願います。

- 1 この許可書は、図書館施設を使用するときに図書館職員に提示するとともに、図書館施設を使用中は携帯し、図書館職員の要求があったときは提示してください。
- 2 図書館施設を使用する前に、図書館職員に目的外使用料の領収書を提示してください。
- 3 図書館施設内においては、次の事項を守ってください。
 - (1) 許可なく危険物を持ち込まないこと。
 - (2) 許可なく指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと。
 - (3) 図書館資料又は図書館の施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (4) その他図書館の職員の指示に従うこと。
- 4 準備及び後始末は許可された時間内に行ってください。
- 5 建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 6 使用後は、原状に回復し、図書館職員の点検を受けてください。
- 7 搬入した物品等は、責任をもって管理してください。
- 8 この許可書に記載された事項に変更が生じたときは、図書館職員に許可書を提示し、その承認を受けてください。
- 9 図書館施設の使用の権利は、他人に譲ったり、転貸することはできません。
- 10 既に納付した目的外使用料は、一定の場合以外はお返しできません。
- 11 その他不明な点は、図書館職員に問合せの上、その指示に従ってください。

処分不服がある場合

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石狩市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 前項の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 第1項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（第1項による異議申立て又は前項による審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第9号

石狩市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案
平成27年3月27日

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

石狩市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市学校給食センター条例施行規則（平成2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校給食の区分)</p> <p>第8条 給食センターの行う給食は、<u>学校給食実施基準（昭和29年文部省告示第90号</u>。以下「実施基準」という。）に基づく完全給食とし、毎週の実施日数を5日とする。</p>	<p>(学校給食の区分)</p> <p>第8条 給食センターの行う給食は、<u>学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号</u>。以下「実施基準」という。）に基づき、完全給食とし、毎週の実施日数を5日とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p><u>(名称)</u> <u>第1条 協議会は、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p>(目的) <u>第2条 この協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「法」という。）第13条第4項の規定に基づき、第1地区教科用図書採択地区（昭和39年北海道教育委員会告示第90号。以下「採択地区」という。）内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択に関する協議を行うことを目的とする。</u></p> <p><u>(構成)</u> <u>第3条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）をもって構成する。</u> <u>江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村</u></p> <p><u>(委員)</u> <u>第4条 協議会は、関係市町村教育委員会が選任した各1名の委員をもって構成する。</u> 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。 <u>3 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(目的) <u>第1条 この規約は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「法」という。）第13条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、第1地区教科用図書採択地区（昭和39年北海道教育委員会告示第90号。以下「採択地区」という。）市町村教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）が採択する教科用図書の協議を行うための教科用図書採択教育委員会協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(任務) 削除</u> <u>第2条 協議会は、採択地区内の公立小学校及び中学校において使用する教科用図書を当該採択地区内の実態に応じ、協議し、種目ごとに1種を決定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(構成)</u> <u>第3条 協議会は、市町村教育委員会の代表各1名の委員をもって構成する。</u> 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。 (新設)</p> <p><u>(委員の任期) 削除</u> <u>第4条 協議会委員の任期は、それぞれ当該教育委員会の委員としての任期による。</u></p>

<p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 会長は、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 この協議会の事務局は、協議会の定めるところに置く。 2 協議会の事務を処理するために、事務局に事務局長及び事務局員を置くことができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 協議会の会議は、会長が招集する。 2 <u>協議会の会議は、委員の3分の2以上が出席したときに成立し、出席委員の過半数により決することができる。</u> 3 <u>前項の会議のうち、教科用図書を種目ごとに1種選定するための会議は、原則として委員全員が出席しなければならない。ただし、委員に事故あるときは、当該市町村教育委員会の指名する代理人を出席させなければならない。</u></p> <p>(教科用図書の選定の方法)</p> <p>第9条 <u>教科用図書の選定は、第11条第2項の報告及び北海道教育委員会が作成した選定資料を参酌し、前条第3項の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。</u> 2 <u>前項の協議が調わない種目があるときには、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数を得た教科用図書を選定する。</u> 3 <u>前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、投票の結果、上位2種類の教科用図書について再度投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。</u> 4 <u>前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書を定めるに当たり、又は、選定する教科用図書を定めるに当たり、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを定める。</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 会長は、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 この協議会の事務局は、協議会の定めるところに置く。 2 協議会の事務を処理するために、事務局に事務局長及び事務局員を置くことができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議は、会長が招集する。 2 <u>協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。</u> 3 <u>会議の議決は、出席委員の過半数により決することができる。</u> 4 <u>教科用図書を種目ごとに1種決定する会議は、原則として委員全員が出席し、委員全員の一致によるものとする。ただし、委員に事故あるときは、当該教育委員会の指名する代理人を出席させなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>(<u>選定した教科用図書の通知</u>)</p> <p><u>第10条</u> 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町村教育委員会に対して、<u>選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。</u></p> <p>(調査研究委員会)</p> <p><u>第11条</u> 協議会は、規則等の定めをもって調査研究委員会を<u>設置する。</u></p> <p>2 協議会は、調査研究委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を<u>まとめた資料を作成、報告させるものとする。</u>その際、教科用図書の優劣の順位を求めてはならない。</p> <p>3 調査研究委員会の委員は、関係市町村教育委員会が推薦した者のうちから協議会が決定委嘱する。</p> <p>4 調査研究委員会に関する必要なその他の事項については、別に定める。</p> <p>(<u>議事録及び資料の公表</u>)</p> <p><u>第12条</u> 協議会の会議の議事録及び前条第2項の資料については、<u>関係市町村教育委員会においては、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。</u></p> <p>(経費)</p> <p><u>第13条</u> 協議会に関する経費は、採択地区内の市町村の負担金をもって充てる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要事項は、協議会に諮り会長が定める。</p> <p>附 則 この規約は、採択地区内の市町村教育委員会の承認を得た日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年6月25日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規約は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(調査研究委員会)</p> <p><u>第8条</u> 協議会は、規則等の定めをもって調査研究委員会を<u>設置することができる。</u></p> <p>2 協議会は、調査研究委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を<u>報告させるとともに、必要に応じて調査研究委員会の意見を聞くことができる。</u>その際、教科用図書の優劣の順位を求めてはならない。</p> <p>3 調査研究委員会の委員は、各教育委員会が推薦した者のうちから協議会が決定委嘱する。</p> <p>4 調査研究委員会に関する必要なその他の事項については、別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(経費)</p> <p><u>第9条</u> 協議会に関する経費は、採択地区内の市町村の負担金をもって充てる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要事項は、協議会に諮り会長が定める。</p> <p>附 則 この規約は、採択地区内の市町村教育委員会の承認を得た日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年6月25日から施行する。</p>
--	---